

積丹町原子力災害避難計画

令和2年3月

積丹町

もくじ

第1章 総則	1
第1節 計画の位置づけ	1
第2節 計画の性格.....	1
第2章 避難計画の基本的事項	1
第1節 避難等の目的及び基本的な考え方	1
第2節 緊急事態区分及び判断基準	2
第3節 緊急事態における防護措置等	2
第4節 防護措置決定の流れ	3
第5節 防護対策区域の状況	4
第6節 避難の事前準備	4
第3章 緊急事態における配備体制.....	5
第1節 事故発生通報の流れ	5
第2節 各事態における応急活動の内容	6
第4章 広報及び指示伝達	7
第1節 伝達手段.....	7
第2節 伝達経路.....	7
第3節 伝達内容.....	7
第5章 屋内退避.....	9
第1節 屋内退避の指示基準	9
第2節 屋内退避の指示	9
第3節 屋内退避の方法	9
第4節 退避誘導.....	9
第5節 屋内退避の留意事項	10
第6章 避難等	12
第1節 避難等の指示基準	12
第2節 避難場所等	12
第3節 避難等の方法	13
第4節 避難誘導.....	15
第5節 避難等ルート	16
第6節 避難ルート上の避難退域時検査場所.....	19
第7節 自家用車避難の留意事項.....	19
第8節 要配慮者等の対応	19
第7章 安定ヨウ素剤の服用	21
第8章 飲食物の摂取制限	21
第9章 救急医療体制	21

第1章 総則

第1節 計画の位置づけ

この計画は、積丹町地域防災計画（原子力防災計画編）第2章第3節に定める、「避難計画」であって、町の防護対策を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。なお、この計画は、国の原子力災害対策指針等の改訂、原子力防災訓練その他の取り組みの検証結果を踏まえ、必要に応じて町地域防災計画（原子力防災計画編）とともに見直しを行うものとする。

第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できること、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害時における町民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、町民等への防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 避難計画の基本的事項

第1節 避難等の目的及び基本的な考え方

1 避難等の目的

原子力災害の発生に際し、町民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、その被ばくから保護又は、それを低減するために必要に応じ屋内退避、避難、一時移転等の防護対策を講ずる。

2 防護措置等の基本的な考え方

原子力災害に伴う被ばくの形態には、外部被ばくと内部被ばくがあり、外部被ばくに関しては、線源から、できるだけ距離を隔て、放射線の遮へい、放射線を浴びる時間を短くすることを原則とし、内部被ばくに関しては、放射性物質で汚染された空気や食物等を体内に取り込まないようすることを基本として、必要な防護対策を講ずる。

原子力災害における防護措置の基本的な考え方

- 放射性物質から離れること。 ○放射線を受ける時間を短くすること。
- 放射性物質を遮へいすること。 ○放射性物質を体内に取り込まないこと。

第2節 緊急事態区分及び判断基準

泊発電所の状態に応じた緊急事態の区分及び判断基準については、国が定める原子力災害対策指針によるものとし、巻末資料1 【参考：各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて】とおりとする。

なお、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意するものとする。

第3節 緊急事態における防護措置等

(1) 泊発電所の状態に応じた防護措置等

泊発電所の状態に応じた防護措置等については、次のとおりとする。

区分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	情報収集事態	「第1非常配備」 <ul style="list-style-type: none">・要員参集(総務課)・情報収集、連絡体制の確立		
	警戒事態 (EAL(AL))	「第2非常配備」 <ul style="list-style-type: none">・要員参集・情報収集、連絡体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・町民等への情報伝達・今後の情報について町民等へ注意喚起	<ul style="list-style-type: none">・緊急時モニタリングの実施(道)
	施設敷地緊急事態 (EAL(SE))	「第3非常配備」 <ul style="list-style-type: none">・要員参集・情報収集、連絡体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・町民等への情報伝達・今後の情報について町民等へ注意喚起	<ul style="list-style-type: none">・緊急時モニタリングの実施・緊急時モニタリングセンターの設置(道) <p>【屋内退避】<ul style="list-style-type: none">・屋内退避の準備</p>
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発出時) (EAL-(GE))	「第3非常配備」 <ul style="list-style-type: none">・要員参集・国及び道への応援要請	<ul style="list-style-type: none">・町民等への情報伝達	<ul style="list-style-type: none">・緊急時モニタリングの実施 <p>【屋内退避】<ul style="list-style-type: none">・屋内退避の実施<p>【安定ヨウ素剤】<ul style="list-style-type: none">・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)<p>【OILに基づく防護措置への対応】<ul style="list-style-type: none">・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染(準備)</p></p></p>

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

放射線量率等に基づく防護措置等については次のとおりとする。

※O I L (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)

O I L			防護措置
O I L 1	地上 1 m で計測した空間放射線量率が 500 マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) を超える場合		
飲食物に係るスクリーニング基準	地上 1 m で計測した空間放射線量率が 0.5 マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) を超える場合		
O I L 2	地上 1 m で計測した空間放射線量率が 20 マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) を超える場合		
O I L 4	皮膚から数センチメートルでの検出器の計数率が β 線 40,000 cpm を超える場合又は 1か月後の値が β 線 13,000 cpm を超える場合		
O I L 6	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種	1Bq/kg	10Bq/kg
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

第4節 防護措置決定の流れ

町長は、原子力災害対策指針で定めた E A L (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル) 及び O I L (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル) の判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、町民等に対する防護措置を迅速かつ的確に実施する。

なお、町長は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。

※各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて【卷末資料 1】

原子力災害対策指針（令和元年 7 月 3 日改正）表 2 の 2

※O I L と防護措置について【卷末資料 2】

原子力災害対策指針（令和元年 7 月 3 日改正）表 3

第5節 防護対策区域の状況

町全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」に指定する。

平成31年4月1日現在

集落名	世帯数	人口数	集落名	世帯数	人口数
美國	686	1,241	野塚	88	166
婦美	39	76	西河	5	6
丸山	11	22	来岸	23	58
幌武意	32	56	余別	79	135
入舸	47	84	神岬	18	36
日司	63	140	総計	1,091	2,020

第6節 避難の事前準備

町長は、防護措置を行うに当たり、避難所等を定め、あらかじめ職員の中から避難所責任者を指定するとともに、要配慮者の把握努めるものとする。

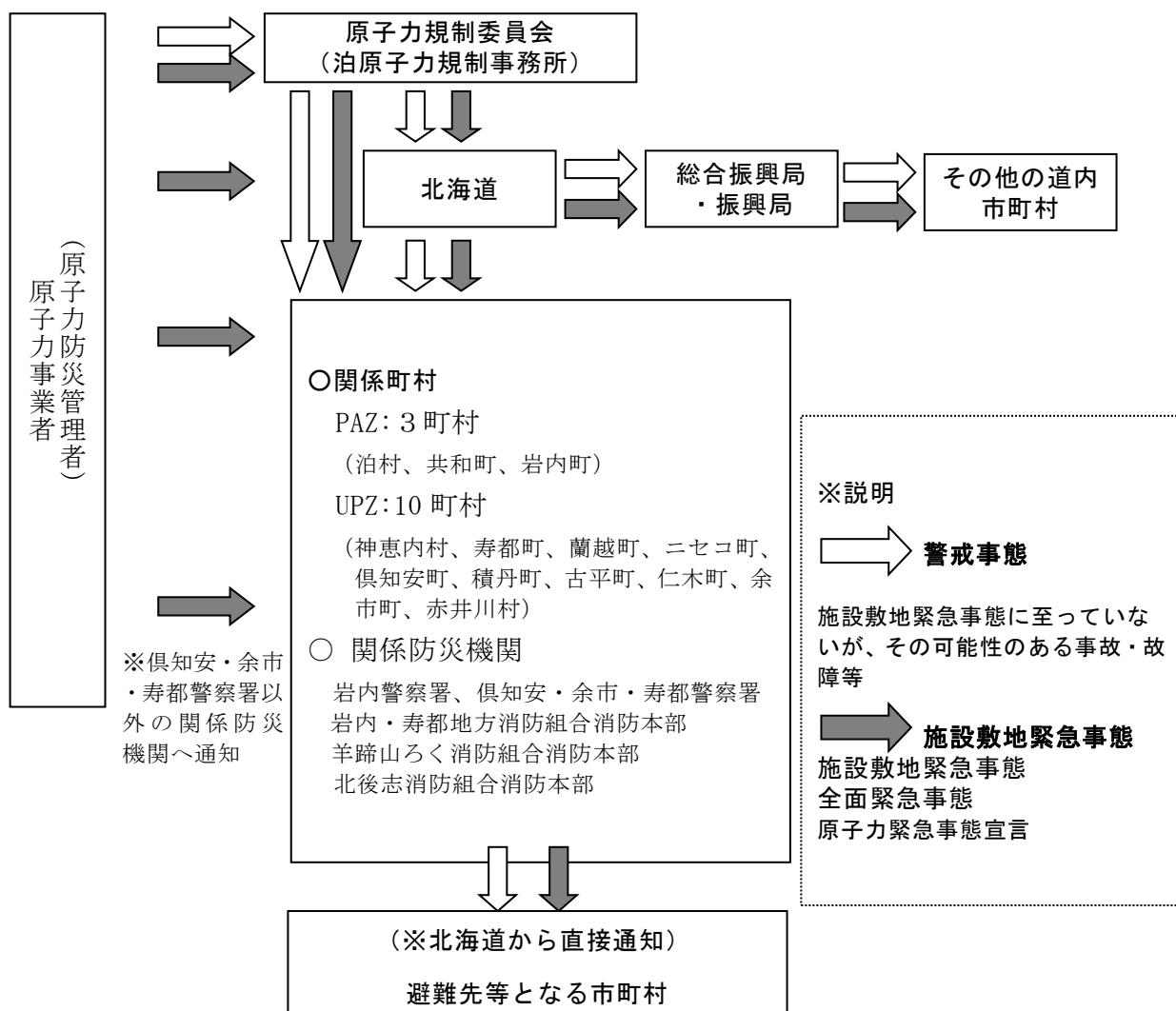
また、避難及び一時移転（1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に避難を実施）（以下、「避難等」という。）はバス等による輸送、海上輸送、航空輸送、鉄道輸送のほか自家用車によるものとし、バス等や自家用車による避難予定者を事前に把握し、バス集合場所、避難所（一時滞在場所を含む。）を定めるとともに、あらかじめ職員の中から避難誘導責任者及び避難所責任者を指定するものとする。

なお、避難退域時検査及び簡易除染に関しては、道原子力災害医療活動実施要領に基づき、実施するものとし、今後、道において要領の見直しがあった場合には、その内容を反映させる。

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

緊急時（警戒事態発生以降）における通報連絡体制は次のとおり。



第2節 各事態における応急活動の内容

区分	体制区分	本部設置	応急活動の内容
情報収集事態	第1非常配備体制	連絡会議の設置	国及び道等との連携 ● 国（原子力規制委員会、原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創成部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整
			事故関連情報の収集 ● 事故情報の収集管理 ● 緊急時モニタリング情報、気象情報 ● 北海道電力株式会社からの情報収集
			住民広報 ● 事故等情報に係る広報準備 ● 町民等からの問い合わせ対応
警戒事態（原災法10条）	第2非常配備体制	警戒本部の設置	国及び道等との連携 ● 国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ● 国への専門家の派遣要請
			事故関連情報の収集 ● 事故情報の収集管理 ● 緊急時モニタリング情報、気象情報
			住民広報 ● 事故等情報に係る広報 ● 町民等相談窓口の設置、運営 ● 報道機関との相互協力
			緊急時モニタリング ● 緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告）
			防護措置 ● 屋内退避の準備
施設敷地緊急事態・全面緊急事態（原災法15条）	第3非常配備体制	災害対策本部の設置	国及び道等との連携 ● 国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ● 道現地災害対策本部並びに現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への参画 ● 国への専門家の必要な協力の要請等
			事故関連情報の収集 ● 事故情報の収集管理 ● 緊急時モニタリング情報、気象情報
			住民広報 ● 事故等情報に係る広報 ● 町民等相談窓口の運営 ● 報道機関との相互協力
			緊急時モニタリング ● 緊急時モニタリングの実施（空間放射線量率の測定・報告）
			防護措置 ● 屋内退避の実施 ● 安定ヨウ素剤の配付準備・配布・服用 ● 原子力被災者生活支援チームとの連携

第4章 広報及び指示伝達

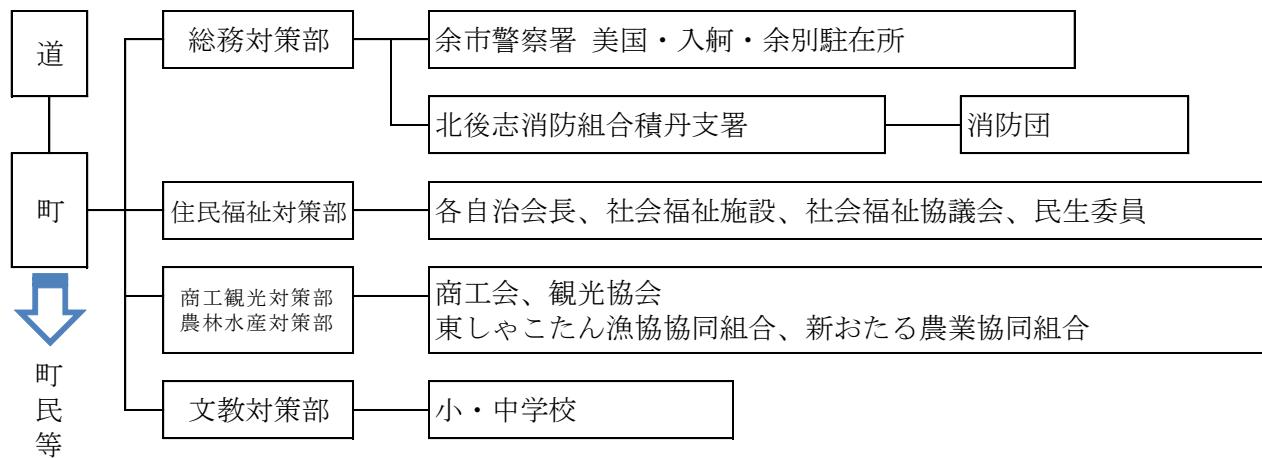
第1節 伝達手段

町民等への広報については、次により実施する。

- (1) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送
- (2) IP 告知端末機、屋外拡声機による広報
- (3) 携帯電話等へのメール配信（緊急速報エリアメールの活用）
- (4) 車両による巡回広報

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

第2節 伝達経路



第3節 伝達内容

町民等への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 町民等のとるべき措置及び注意事項
- (6) 避難経路における渋滞情報等
- (7) その他必要と認める事項

【参考：広報例文】

【警戒広報】

積丹町からのお知らせです。

午前（午後）〇時〇分頃、泊発電所で「〇〇」事故（〇〇で震度〇の地震）が発生しました。放射性物質の放出は確認されておりません。

町民の皆さんには、不要不急の外出を控え、今後の町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意してください。

現在、町では、国や道と連携し、事故情報を収集しています。詳しい情報が入り次第、お知らせします。

【屋内退避指示広報】

積丹町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。

午前（午後）〇時〇分に泊発電所（〇〇）で発生した、「〇〇」事故（〇〇で震度〇の地震）の影響により重大事故に至り、本日午前（午後）〇時〇分に内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が出されました。

町民の皆さんには、放射性物質による被ばくから身を守るため、自宅や最寄りの公共施設（又はコンクリート施設）などの建物の中に入り、窓や扉などの開口部を全て閉め、全ての空調設備を止めてください。

また、落ち着いて建物の中にとどまってください。町では、引き続き情報を収集しています。状況が変わり次第、すぐにお知らせします。

引き続き町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意してください。

【避難指示広報】

積丹町原子力災害対策本部から、重要なお知らせです。

泊発電所の重大事故により、広域避難が必要となる地区は「〇〇地区、〇〇地区・・・」です。

バス避難者は、指定された集合場所に集まってください。なお自家用車避難者は、指定された場所で避難退域時検査を必ず受け、札幌市西区体育館まで交通規制を遵守し、避難してください。

その他の地区的皆さんには、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物にとどまってください。

町では、引き続き情報を収集しています。状況が変わり次第、すぐにお知らせします。

引き続き町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意してください。

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めたEALを踏まえ、施設敷地緊急事態発生後、国あるいは道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う場合にあっては、町民等の被ばくリスクを低減するため気象情報（風向、風速など）や緊急時モニタリング結果等を的確に把握したうえで実施する。

区分	基 準 等
屋内退避準備 (EAL (SE))	施設敷地緊急事態に該当するに至った場合で、国又は道から指示のあった場合
屋内退避 (EAL(GE))	原子力災害緊急事態宣言が発出された場合（全面緊急事態）で、国又は道から指示のあった場合

第2節 屋内退避の指示

町長は、国あるいは道から屋内退避の指示又は通知があったとき並びに独自の判断により屋内退避の指示を行うときは、余市警察署及び北後志消防組合積丹支署の協力を得て、町民等に対して速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。

第3節 屋内退避の方法

- (1) 屋内退避は、原則として町民等が自宅内にとどまるものとする。
- (2) 町長は、防護対策区域内の戸外にいる町民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの屋内退避施設（公共施設（コンクリート施設））等に退避するよう指示するものとする。
- (3) 町長は、自力で退避できない者等の救出に特に留意するものとする。
- (4) 町長は、町民等に対して、車両、インターネット、携帯電話などあらゆる手段を活用して必要な情報を提供し、災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。
- (5) 町長は、町内の屋内退避施設等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の屋内退避施設等の利用について、道に調整を要請する。
- (6) 町長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行う。

第4節 退避誘導

町長は、屋内退避等の措置を講じた場合は、屋内退避施設責任者から報告を受け、次の方法により町民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。

- (1) 屋内退避施設における確認
- (2) 警察官及び消防職（団）員による各地区のパトロール
- (3) 消防団と自治会が連携した各地区の個別訪問
- (4) その他必要な確認方法

第5節 屋内退避の留意事項

町長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の町民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) うわさや憶測に流されず、町からの指示に従うこと
- (2) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること
- (3) すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること
- (4) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等により道又は町からの指示、情報に留意すること
- (5) 食料品の容器にフタをすること。なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと
- (6) 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別すること
- (7) 電話による問い合わせを控えること

【参考：[屋内退避施設一覧（コンクリート施設）](#)】

(市外局番 0135)

地区名	名称	所在地	電話番号	退避 誘導 責任者	退避所 責任者
○ 美国	美国小学校	美国町字大沢 214 番地 1	44-2044	別に 定める	別に 定める
○ 美国	美国中学校	美国町字大沢 351 番地 2	44-2047		
○ 美国	B&G 海洋センター	美国町字大沢 392 番地 2	44-3260		
○ 美国	総合文化センター	美国町船潤 48 番地 12	44-2111		
○ 幌武意	旧幌武意小学校	幌武意町字番屋の沢 27 番地 1	-		
○ 入舸	旧入舸小学校	入舸町 158 番地 1	-		
○ 日司	日司小学校	日司町 233 番地 1	45-6075		
○ 野塚	克雪管理センター	野塚町字新道 220 番地 1	45-6904		
○ 野塚	岬の湯しゃこたん	野塚町字ウエント川 の上 212 番地 1	47-2050		
○ 余別	余別小学校	余別町字 544 番地 1	46-5002		

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

町長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、又は、国及び道の実施する、緊急時環境放射線モニタリングによる汚染状況調査の結果がO I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難又はその準備を指示する。ただし、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、屋内退避の検討を行う。また、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

第2節 避難場所等

避難等に係る地区別のバス集合場所（自家用車避難者を除く）及び避難場所（一時滞在場所含む）は、次のとおりとする。

【参考：バス集合場所及び避難場所一覧】

地区名	バス集合場所	避難誘導責任者	避難退域時検査場所	避難場所（一時滞在場所）	避難場所責任者
美国	美国小学校	別に定める	北海道が選定する場所	札幌市内 (札幌市西区体育館)	別に定める
美国	美国中学校				
美国	B&G海洋センター				
美国	総合文化センター				
美国	研修センター				
婦美	婦美会館				
幌武意	旧幌武意小学校				
入舸	入舸会館				
日司	日司小学校				
野塚	克雪管理センター				
野塚	岬の湯しゃこたん				
来岸・西河	来岸会館				
余別	余別小学校				
神岬	神岬会館				
丸山	丸山会館				

第3節 避難等の方法

避難等は、バス等による輸送、海上輸送、航空輸送、鉄道輸送のほか自家用車によるものとする。

国から避難指示案を伝達された場合は、あらかじめ把握した町民の避難手段を踏まえ、当該指示案に対する意見を述べるとともに、町民等の避難等に必要な支援を道と連携し国に要請する。

本計画においては、陸路による避難等を標準とするが、道路状況（道路寸断、交通渋滞等）により、陸路による避難等が困難な場合は、原子力災害合同対策協議会において、国や道と協議し、海路や空路による避難手段を決定するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童、生徒を優先した避難等を実施するものとする。また、自力で避難等を実施できない者等の救出に特に留意するものとする。

(1) バス等

自家用車による避難手段を持たない町民等は、町が指定するバス集合場所に集合（原則、徒步）したうえで、町が確保したバス等及び国や道の支援により確保したバス等により避難等を行う。町は、職員を派遣し、バス等による集団避難を実施する。

なお、バスによる避難等の際は、その他に集合する町民等に留意し、各集合場所との連絡体制の確立及び人数を把握のうえ、バスによる巡回を実施するなど、町民等が円滑に避難等ができるよう行うものとする。

(2) 自家用車

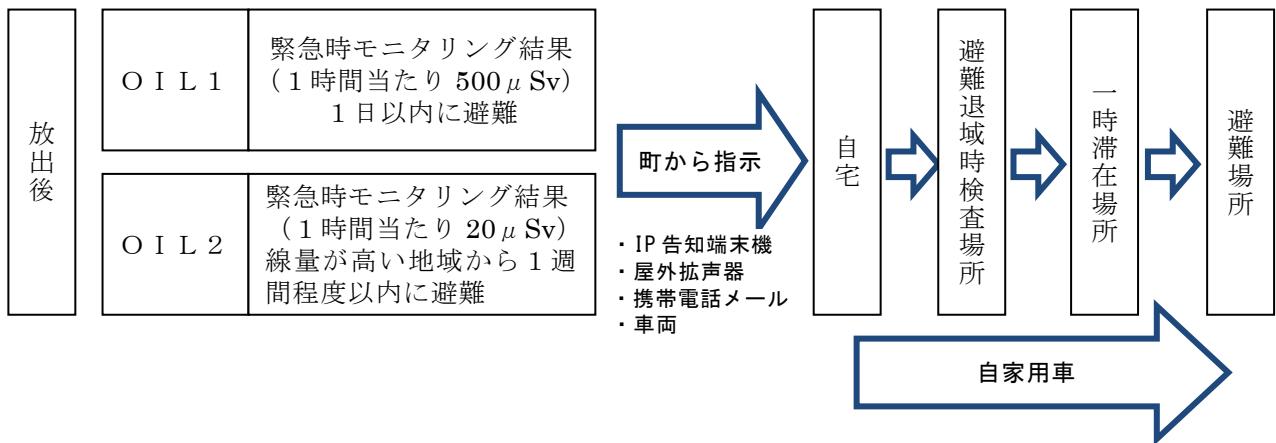
自家用車による避難等を行う町民等にあっては、町から特段の指示がない限り、本計画に定める基本避難ルートを通行するものとし、警察による交通誘導などを遵守し、安全運転で避難等を行う。また、避難等に使用する自家用車の燃料は常に満タンにするよう心がける。

なお、自力で避難等を実施できない近隣者及び地区の集合場所へ集合した住民等を、同乗させるよう努める。

【参考：自家用車避難予定者及び自家用車による避難が困難である者の避難方法】

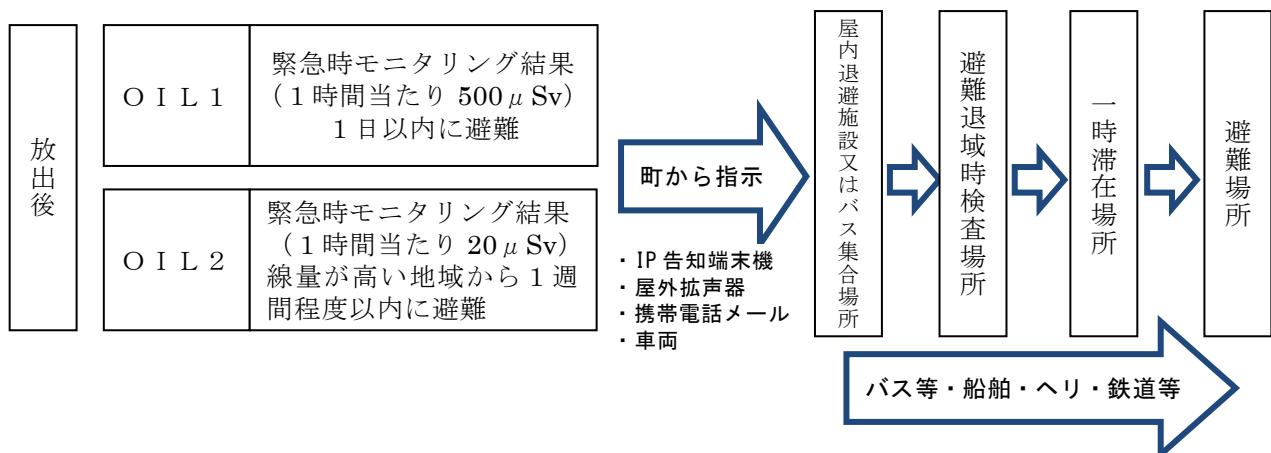
① 自家用車避難予定者

放射性物質が環境へ放出された後に計測した空間放射線量率が避難指示の判断基準となる数値（O I L 1 又はO I L 2）を超えた場合、自家用車避難予定者は、町の指示に従い、自宅から避難退域時検査場所及び一時滞在場所を経由して避難場所まで、移動するものとする。



② 自家用車による避難が困難である者

放射性物質が環境へ放出された後に計測した空間放射線量率が避難指示の判断基準となる数値（O I L 1 又はO I L 2）を超えた場合、自家用車による避難が困難である者は、屋内退避施設又はバス集合場所から避難退域時検査場所及び一時滞在場所を経由して避難場所まで、バス等、船舶、ヘリ、鉄道等により移動するものとする。



第4節 避難誘導

町長は、避難等の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、次 の方法により町民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。

なお、自家用車により避難する町民等の避難状況の確認方法については、別に定めるものとす る。

- (1) 避難（一時滞在）場所における確認
- (2) 警察官及び消防職（団）員による各地区のパトロール
- (3) 消防団と自治会が連携した各地区の個別訪問
- (4) その他必要な確認方法

【参考】

避難誘導責任者のとるべき主な措置	避難場所責任者のとるべき主な措置
<ul style="list-style-type: none">● 速やかにバス集合場所へ移動し、町民等の保護・確認を行えるよう情報伝達手段を確保する。● 各自治会長等の協力を得て、町民等の保護・確認を行い、町長が指示した車両等に乗車させる。● 的確な指示及び誘導を行い、町民等の混亂の防止を図る。● 町民等に被災地住民登録票を配付する。また、災害発生直後意の行動等必要な事項を記入する用紙であることや医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。● 被災地住民登録票を配付した場合は、世帯数、人数等を町長に報告する。● 避難する地区、世帯数、人数等を記録するとともに、町災害対策本部との緊密な連携を保ち災害状況の把握に努める。● 避難誘導が終了した場合は、必要に応じて、退避場所責任者が実施する活動に協力する。	<ul style="list-style-type: none">● 被災地住民登録票の授受・配布及び記載事務並びに道の原子力医療活動等が円滑にできるように体制を整える。● 避難地区、世帯数、人数等を記録するとともに、町災害対策本部との緊密な連携を保ち災害状況の把握に努める。● 町民等に的確な情報提供、適切な指示を行い、常に町民等の不安の除去に努めるとともに要配慮者等の要求の把握に努める。● 町が供給する必要物資は、平等、かつ、能率的に給付する。● 避難所及び町民等の衛生の確保に努める。● その他の事項は、道、札幌市と協議し、別に定める。

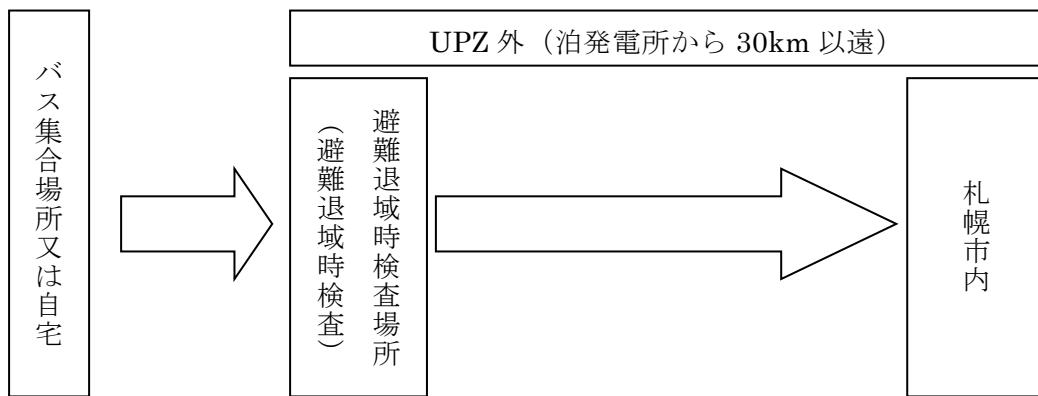
第5節 避難等ルート

避難に当たって、想定される避難ルートは、次のとおりとする。

なお、緊急時モニタリング結果や道路状況（道路寸断、渋滞等）などにより、これにより難い場合は、原子力合同対策協議会において、国や道と協議し、避難ルートを決定する。

(1) 避難経路の基本的な考え方

避難にあたっては、放射性物質の放出状況など必要に応じて緊急時に設置される避難退域時検査場所において避難退域時検査を受けた後、一時滞在場所又は避難所へ移動することを基本とする。



一時滞在場所	札幌市西区体育館
避難先	札幌市内（京王プラザホテル、ホテルグレイスリー札幌、東急イン札幌駅北口、札幌ハウスセミナーセンター）

(2) バス（自家用車を含む）による避難経路

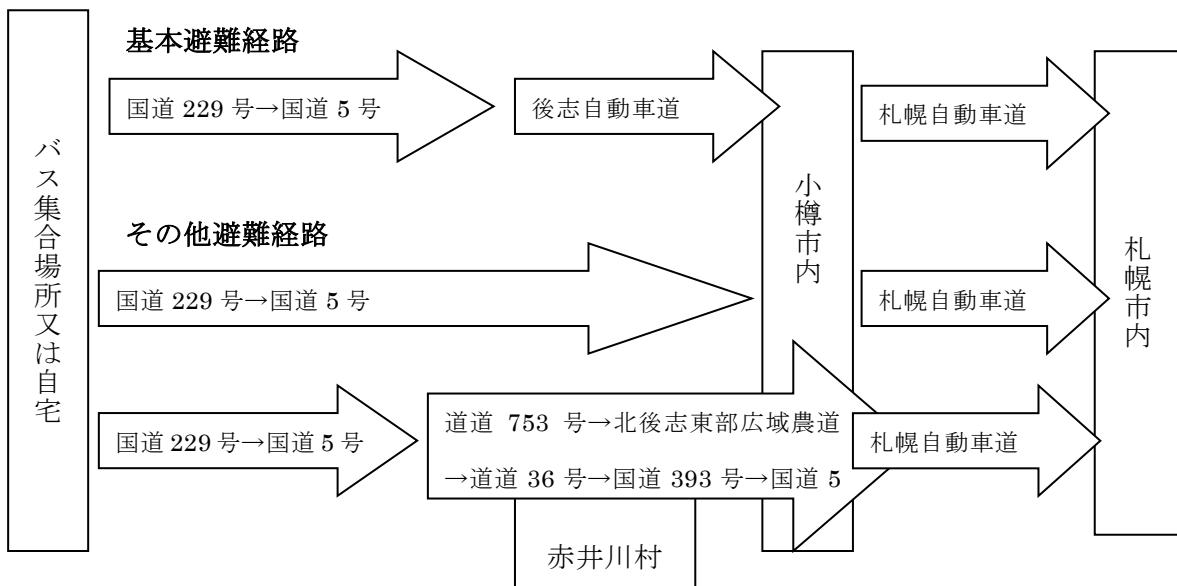
バス等による避難経路は、次のとおりとする。なお、自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定する。

■ バス等

自家用車による避難が困難な町民等は、町が指定するバス集合場所に集合したうえで、町が確保した車両等及び国や道の支援により確保した車両等により、避難を行うものとする。

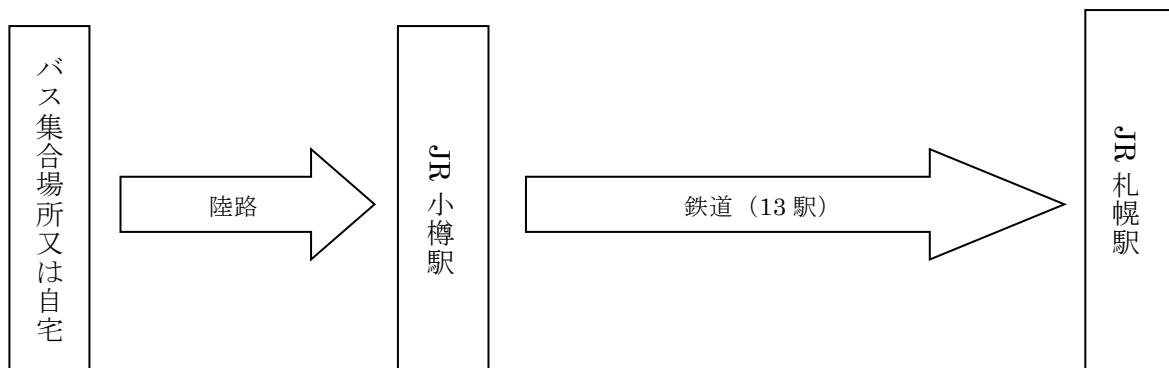
■ 自家用車

自家用車による避難を行う町民にあっては、町からの指示や警察による誘導、交通規制などを遵守し、安全運転で避難を行うものとする。



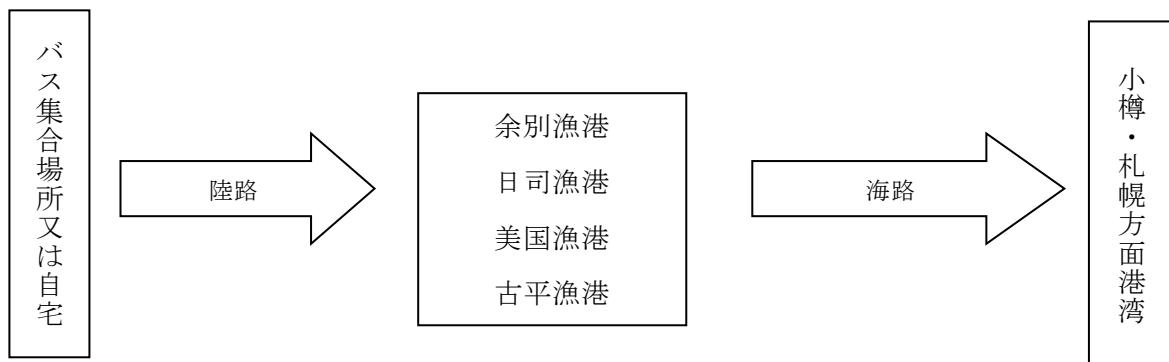
(3) 鉄道輸送による避難経路

鉄道輸送により避難する場合は、JR 小樽駅から乗車することを基本としてその経路は次のとおりとする。



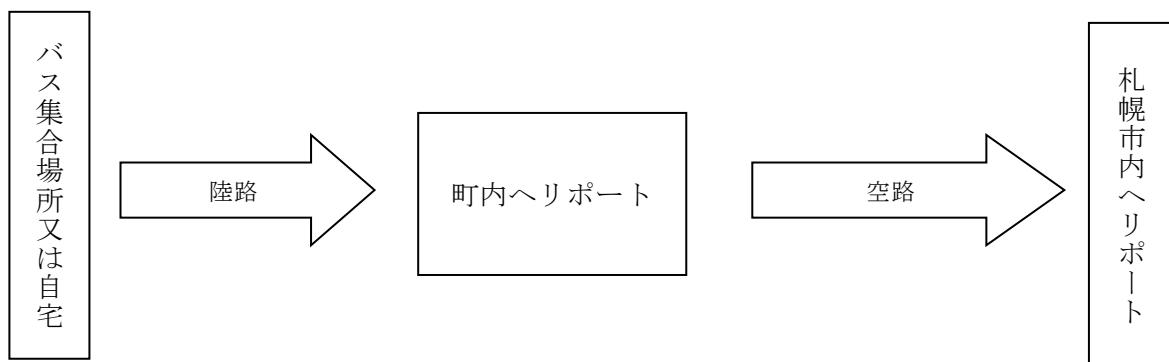
(4) 海上輸送による避難経路

海上輸送により避難する場合は、余市港その他町内の漁港等から乗船することを基本としてその経路は次のとおりとする。なお、避難に使用する船舶が余市港又は町内の漁港に入港(接岸)できない場合は、当該船舶まで輸送する船舶の手配にも留意する



(5) 航空輸送の経路

航空輸送により避難する場合は、ヘリコプター等航空機の機種に対応した離着陸場所から搭乗することを基本としてその経路は次のとおりとする。



第6節 避難ルート上の避難退域時検査場所

町は、道と連携し、避難町民等を対象とした避難退域時検査を行うとともに、汚染者の情報の収集、拭き取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送を行うものとする。

なお、今後、道において原子力災害医療活動実施要領の見直しがあった場合には、内容を充実させる。

第7節 自家用車避難の留意事項

自家用車避難者は、町からの指示を待って、避難を行うこととする。

なお、自家用車避難者の事前の把握方法、避難の手順、避難誘導方法、避難状況の確認方法その他の留意事項については、原子力防災訓練その他の取り組みの検証結果等を踏まえ、別に定めるものとする。

第8節 要配慮者等の対応

(1) 学校の児童、生徒、保育所の幼児

学校の児童、生徒等の在学時において災害が発生した場合の対応は、施設の管理者において別に定める。

(2) 社会福祉施設の入所者

自家用車（社会福祉施設の入所者を除く。）やバス等による避難等が可能な場合にあっては、自家用車又は施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車、バス等による避難等が困難な場合にあっては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又は屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

(3) 在宅の要配慮者

自家用車やバス等による避難等が可能な場合にあっては、家族の自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、家族の自家用車やバス等による避難等が困難な場合にあっては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、自宅又は屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

(4) 外国人

泊発電所における事故概要や避難等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や多言語を用いて、適切に情報提供を行うこととする。

(5) 一時滞在者

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、施設敷地緊急事態発生時には、U P Z 外に移動するよう求めることとし、移動が難しい場合は、宿泊施設等での屋内退避を促すものとする。

(6) 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

ア 町長は、避難等の指示があった区域内の町民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難等が困難な町民で、健康上の理由等から、避難等よりも一旦、屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする

イ 町長は、アの屋内退避を指示した場合は、各防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力を要請するものとする

ウ 町長は、アの屋内退避に当たって、医薬品等を含めた支援物資の提供や町民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して町民の保護に当たらせるものとする。

エ 町長は、国及び北海道と協議の上、アの屋内退避を行っている町民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、町民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。

第7章 安定ヨウ素剤の服用

町長は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び道の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要になった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に当たっての注意を払った上で、服用すべき時期及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。

なお、安定ヨウ素剤は、国民健康保険診療所に備蓄している。

第8章 飲食物の摂取制限

町長は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第9章 救急医療体制

原子力災害医療協力機関である北海道社会事業協会余市病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難場所等に避難する町民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、町民等の一般傷病者に対する救急医療について、北後志消防組合と連携して対応するものとする。

巻末資料1 【参考：各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて】

※EAL (Emergency Action Level : 原子力施設の状態に基づく緊急活動レベル)

※泊発電所1,2,3号機については、原子炉等規制法（以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、次の1に該当する。

1. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設

「（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ 照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。」

警戒事態を判断するEAL
①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
措置の概要
体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
措置の概要
PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L

- ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
- ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
- ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

措置の概要

P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。

放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

「（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」

警戒事態を判断する E A L

- ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること。
- ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。
- ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
- ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
- ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。

- ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
- ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。
- ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。
- ⑬ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
- ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

措置の概要

体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L

- ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。
- ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
- ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。
- ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。
- ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

措置の概要

P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L

- ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
- ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできること。
- ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできること。
- ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
- ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。
- ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。
- ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
- ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
- ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。
- ⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

措置の概要

P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。
放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

卷末資料2 【参考：O I Lと防護措置について】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要		
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)		
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm※4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。		
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限とともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに、1週間程度内に一時移転を実施。		
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)※6 (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。		
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水、牛乳・乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg 1Bq/kg 20Bq/kg	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/k	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

平成 25 年 8 月 策定

平成 29 年 3 月 修正

令和 2 年 3 月 修正

積丹町原子力災害避難計画

令和 2 年 3 月

発 行：積丹町

問い合わせ先：役場総務課

電 話：0135-44-2112

F A X：0135-44-2125

